

意見書案提出書

「手話言語法」制定を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

平成26年3月19日 提出

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 木村 清貴 様

理 由

手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子ども等が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備がなされるよう、関係行政庁に要望する必要がある。

議会案第 2 号

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろうあ者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成 18）年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成 23）年 8 月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子ども等が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、横手市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるように強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子ども等が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 3 月 19 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

厚生労働大臣 田村 憲久 様

文部科学大臣 下村 博文 様

横手市議会議長 木村 清貴

意見書案提出書

最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

平成26年3月19日 提出

提出者

賛成者

高橋和樹	立身万千子	斎藤 勇	小野正伸	土田百合子
青山 豊	加藤勝義	奥山豊和	本間利博	菅原正志
土田祐輝	佐藤清春	佐藤誠洋	高橋聖悟	阿部正夫
齋藤光司	菅原恵悦	佐々木誠		

横手市議会議長 木村 清貴 様

理 由

最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充がなされるよう、関係行政庁に要望する必要がある。

議会議案第 3 号

最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書

今や雇用労働者の 3 人に 1 人は非正規雇用、年収 200 万円以下の「ワーキング・プア」の状態です。労働者の平均賃金は、2000 年に比べ 10%も減っています。世界に例を見ない賃金の下落が、消費の低迷、生産の縮小、雇用破壊と企業の経営危機を招く悪循環を形成してきており、政府が「賃上げによる経済好循環」をめざすとする政策は歓迎すべきものと考えます。

東日本大震災からの復興も遅れています。過去最大の大規模予算をもとにした多額公共事業や自治体の各種施策、民間の投資も、まともに暮らせる賃金、専門性に見合った賃金を伴う雇用の創出につながらなければ、人々の生活再建も地域の復興も進みません。

今の地域別最低賃金は、東京で 869 円、本秋田県は 665 円、最も低い地方では 664 円にすぎません。フルタイムで働いても税込で 120~160 万円では、まともな暮らしはできません。地域間格差も大きく、秋田県と東京では時間額で 204 円も格差があるため、青年の県外流出を促しています。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準と地域格差がある点で特異な状態となっています。先進諸国のグローバル・スタンダードに近づけるため、最低賃金の地域間格差の是正・全国一律への改正と金額の大幅な引き上げが必要です。

2010 年に「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020 年までに全国平均 1000 円を目指す」という政労使の「雇用戦略対話合意」が成立しています。最低賃金 1000 円は、中小企業には支払いが困難との意見もありますが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額 1000 円以上、月額約 20 万円が普通です。この水準の最低賃金で労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせています。日本でも、中小零細企業への支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要があると考えます。生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができると考えます。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

記

1. 政府は、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金の大幅引き上げを行うこと。
2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減させるための直接支援として、中小企業とそこに働く労働者の社会保険料負担の引き下げを実現すること。
4. 政府は、中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること。
5. 公共事業に従事する下請け企業に適正な単価を、現場の労働者に適正な報酬を確保するため、公契約法の制定を行うこと。
6. 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

平成26年3月19日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 田村 憲久 様

横手市議会議長 木村 清貴